

会 員 各 位

西宮市防火保安協会
事務局

消火器の不適正点検事案の注意喚起について（情報提供）

寒冷の候、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件について、情報提供を致します。

会員各位におかれましては、下記事項を参照のうえ、ご注意願いたいと存じます。

併せて、年末の慌ただしさも含め、今一度、火気の取扱いについて、再点検をよろしくお願い致します。

記

1 概要

ここ数ヶ月の間、兵庫県内（西宮市含む。）において、契約している消火器の点検業者を装って、点検を行い、後で契約をしていない（不適正な）業者であったと気づき、トラブルとなる事案が発生しています。

2 不適正な訪問点検業者の手口（例）

- 前日若しくは当日に事前連絡を入れ、契約している点検業者と勘違いさせる。※
※予告なしで、突然訪問する場合があります。
- 応対した人に簡単に説明し、「契約書」にサインを求める。
- 「点検のため」と、素早く消火器を回収し、車に積み込み持ち帰る。
- サインの入った契約書を見せて、支払いを求める。（点検した消火器は、現金を支払うまで返さない。）

3 トラブル防止のポイント

- 身分証明書等の提示を求め、契約している点検業者か確認する。
- 防火管理者や消防用設備等点検の契約を担当している部署に確認する。
- 契約業者でない場合、曖昧な意思表示をせず、ハッキリと断る。
- 差し出された書面に、不用意にサインや押印をしない。

従業員（アルバイト、契約社員、臨時職員含む。）への周知徹底が重要です。
特に受付担当、窓口担当の方への周知徹底がトラブル防止のカギとなります。
※アルバイト等しかいない日を狙う場合もありますので、ご注意ください。

4 備考

該当事案、類似事案及びトラブルに至らなかった事案が発生した際は、下記連絡先まで情報提供願います。

以 上

西宮市消防局予防課	TEL:0798-32-7313
＃上	FAX:0798-36-2475
	E-mail:s_yobo@nishi.or.jp

防火対象物関係者の皆様へ

消防用設備等の点検・報告制度

消防用設備等の点検・報告は、あなたの義務です。



消防用設備等は、いついかなる場合に火災が発生しても確実に作動するよう、日頃の維持管理が十分に行われていることが必要です。

このため、消防法では、消防用設備等の点検・報告ばかりではなく、整備を含めた適正な維持管理を行うことを、防火対象物の関係者に義務づけています。

詳しくは、お近くの各都道府県消防設備協会にお問い合わせください。

消防用設備等の点検時には、必ず立ち会って適正な点検が実施されているかを確認しましょう。

消防用設備等の点検・報告

消防用設備等を設置することが消防法で義務づけられている防火対象物の関係者(所有者・管理者・占有者)は、設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければなりません。

消防用設備等は、特殊なものであり、消防用設備等についての知識、技術のない人が点検を行っても、不備欠陥が指摘できないばかりか、かえって消防用設備等の機能を損なうことも考えられます。

そこで、防火対象物の規模や消防用設備等の内容により、火災発生時に人命危険の高い特定防火対象物等でその規模が大きい対象物については、消防設備士又は消防設備点検資格者に、その他の規模が小さい防火対象物については、防火管理者等に点検を行わせることができることとされています。



点検実施者

防火対象物の用途や規模により、消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を行うこととなっています。

- ◆ 延べ面積1,000㎡以上のデパート、ホテル、病院、飲食店、地下街などの特定防火対象物
- ◆ 延べ面積1,000㎡以上の工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校などの非特定防火対象物で消防長又は消防署長が指定したもの
- ◆ 特定用途に供される部分が避難階以外の階にある防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2つ(屋外に設けられた場合又は避難上有効な構造を有する場合は、1つ)以上設けられていないもの

左記以外の防火対象物は、防火管理者などの関係者が行うこともできますが、確実な点検を行うために有資格者(消防設備士又は消防設備点検資格者)に行わせることが望まれます。

点検の内容と期間

消防用設備等の種類などに応じて、次のように定められています。

- 機器点検 → 6ヵ月に1回以上
- 総合点検 → 1年に1回以上

主な消防用設備等

- 消火設備
消火器具・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・不活性ガス消火設備など
- 警報設備
自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備など
- 消防用水
防火水槽など
- 避難設備
救助袋・緩降機・誘導灯など
- 消火活動上必要な施設
排煙設備・連結送水管など

点検結果の報告

- 関係者は、点検結果を定められた期間に、消防長又は消防署長に報告しなければなりません(消防本部のない場合は、市町村長に報告)。
- 報告期間は、防火対象物の用途などに応じて定められています(点検の期間と報告の期間は異なります)。

- 特定防火対象物 → 1年に1回
- 非特定防火対象物 → 3年に1回

関係者のためのチェックポイント

1 点検から報告まで

2

3

点検・改修・整備

点検は、点検基準及び点検要領に基づいて適正に行い、不良箇所があった場合は、すみやかに改修や整備をしなければなりません(改修や整備は、屋内消火栓の表示灯の交換等、軽微な整備を除き、消防設備士でなければできません)。



4 点検済票(ラベル)の貼付

- 点検済表示制度を活用している場合には、法令に基づく適正な点検が行われた証として、定められた位置に点検済票(ラベル)が貼付されます。
- 点検済票(ラベル)は、各都道府県消防設備協会に登録した点検実施者に交付されます。



5

ハイ!
それでは確認させていただきます。

点検票の確認

関係者は、点検結果が点検票に正確に記録されているかを確認してください。



点検済票(ラベル)

点検の実施

▶ 事前に打ち合せ



- 点検実施者と日時、手順などを打ち合せます。
- 建物内の人々や利用者に点検の実施予定を知らせます。

▶ 実施時には、立ち会う



- 点検実施者が、点検に必要な器具や資格者免状を所持しているかを確認します。
- 必ず、立ち会って適正な点検が行われているかを確認します。

▶ 終了時に点検済票(ラベル)を確認



- 消防用設備等が元の状態に復元されているかを確認します。
- 点検済表示制度が活用されている場合には、点検済票(ラベル)が貼付されていることを確認します。
- 不良箇所があった場合は、すみやかに改修します。
- 点検票等は、維持台帳に綴じて保存(注)します。

(注) 消防長又は消防署長が適当と認めた場合、1年を経過したもの(原則は3年)については点検票に代えて、点検結果総括表、点検者一覧表及び経過一覧表を保存するだけでよいこととなっています。

消防長又は消防署長が適当と認めた場合は、点検票に代えて、点検結果報告書に点検結果総括表及び点検者一覧表を添付すればよいこととなっています。さらに郵送による報告もできることとなっています。

点検済の表示

点検済票(ラベル)は、点検が適正に行われたことの証として貼付されるものです。

点検済票(ラベル)は、

- 一定の要件を満たしている点検実施者に各都道府県消防設備協会が交付します。
- 点検の都度、点検実施者が設備に貼付します(点検の結果、消防用設備等に不良内容があった場合、改善が図られるまでの間は点検済票(ラベル)を貼付しません。)
- 種類、デザイン、表示する設備や位置が定められています。

点検済票(ラベル)が貼付されている場合は、点検報告や立入検査などの一部が簡素化されます。



点検済票(ラベル)の種類

点検事業者用	消火器用 	消火器以外の消防用設備等用
	消火器用 	消火器以外の消防用設備等用



注)点検済表示制度は、各都道府県消防設備協会が自主的に運用しております。

★消防設備士、消防設備点検資格者は、国家資格を持っている点検のプロフェッショナルです。
点検を依頼する際には、必ず免状を確認するようにしてください。